

個人番号のレジューメ 平成27年9月28日訂正

＼訂正箇所は反転青字で表示＼

平成27年10月11日訂正

／訂正箇所は反転紫字で表示／

【個人番号】が国民を管理する為の囚人番号になってしまうのか。雇い主や、税理士が、納税者を番号で管理する看守役になるのか。国民に何らかのメリットを与える制度に成長する可能性があるか。現在も、将来を予想しても国民の利益になるところは無いと思う。

マイナンバーと名付けますが、私が付ける「私の番号」ではない。国が、国民に付けて、国民の情報を管理するための国民番号制度。

第0 諸外国の制度の位置付け

軍事政権下にあり、隣国から同じ顔をしたスパイが入り込む韓国。68年の朴大統領の襲撃事件を契機に、全国民を対象として導入。国民であることの証明手段として身分証明書の所持が強制された。韓国では14年に延べ1億人以上の個人情報流出する事件発生。

＼住民登録番号は、契約の際の本人確認、クレジットカードの作成、＼
＼登記手続き等、事業や生活のあらゆる場面で必要になる番号です。＼
＼十指の指紋も登録され犯罪捜査の際に活用されることもあります。＼
＼取引の全てに定型の「税金計算書」というインボイスを作成する。＼

戸籍制度が無く、移民の国で、自国民を特定する必要のある米国。社会保険番号が米国民である証明として利用されることになった。米国ではプライバシー侵害の被害が深刻化し利用を規制する方向。

各々の国には、その必要性から導入された制度が存在するのだが、戸籍制度が完備し自国民であることの証明が容易な日本において【個人番号】の必要性は、便利になるという夢以外は語られない。必要性が存在せず、何の為の制度なのか説明ができないのが理由。

【個人番号】を管理する役所は永遠不滅の絶対的な地位を確保し、制度の導入の予算と、メンテナンスの為の多額な予算を確保する。目的も効果も不明なまま、国民は、さらに財政赤字を積み上げる。

第1 【個人番号】の導入と将来の利用予測

国民背番号制についての3省庁の綱引きがあって総務省が勝った。自治省、社会保険庁、国税庁の綱引きで、結局は自治省が勝った。納税者番号は税務行政に役立たないと国税の担当者は語っていた。

納税者番号で法人や、事業所得者の所得が集計できるはずはない。

導入された住基番号は10年を経過して利用率は5%に満たない。
市町村まで張り巡らされた400億円の住基システムと保守管理。
無駄になっている住基システムの有効活用としての【個人番号】。
国民全員に番号を振るシステムが遊んでいるのなら使いたくなる。

＼年金の納付記録が行方不明になる「消えた年金問題」が発覚した。＼
＼2009年の衆議院選挙で民主、自民が番号制度の導入を掲げた。＼
＼民主党が検討を本格化し、政権が自民党に代わっても検討は続き、＼
＼2013年の国会で法案が成立して制度開始に向けて動き出した。＼

カードという物理的媒体を利用するシステムは、既に、時代遅れ。
一生変わらないマイナンバー（マスターID）は厳重に管理され、
日常業務で使用するのは変更可能なトランザクションIDとする。
このような電子政府先進国エストニアの教訓が紹介される（末尾）
カードに氏名を印刷せず、ICチップに電子情報を保存し、
個人番号にリンクしたトランザクションIDを利用する。
江戸時代の通行手形と、ネットで利用されるIDとPSとの違い。
住基システムという既存の制度を利用する時代に遅れたシステム。
既に、導入の初め時代に遅れているのが日本の個人番号システム。

さらなる多額の予算が注ぎ込まれる【個人番号】の効用は未知数。
税金に【個人番号】を導入する効果は零細な課税漏れを防ぐ程度。
社会保険とリンクすることで未加入業者の拾い出しが可能になる。
最終的な導入目的は医療保険で、過剰診療、二重投薬の防止など。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/number/dai9/siryou6.pdf

【個人番号】導入で税理士が不要になるのは年末調整という業務。
源泉徴収制度は存在しても年末調整の制度は存在しない国が多い。
そのような国では番号の採用で、給与所得者の申告は不要になる。
事業所得や不動産所得、会社の利益計算には【個人番号】は無益。
なぜ何の利益も無い制度に国民の反対が起きないのか不思議です。

自宅のパソコンから年金支給額や予防接種のお知らせが見られる。
17年から開設が予定される国民向けのポータルサイト利用法だ。
しかし、わざわざ自分のポータルサイトを開く者が存在するのか。

引越し時の電気やガスの住所変更のサービスが追加される見通し。
マイナンバーカードの住所変更のために役所に通う手間が増える。

そもそも、日常生活で役所との付き合いが頻発に存在するのか。
都民税を支払う以外の付き合いは、ほとんど存在しないのが通常。
【個人番号】について夢が語られるが、その程度の夢でしかない。

第2 【個人番号】の交付手続

各々の家庭に封書による各人の番号が通知されそれを保管する。
平成27年10月以降に住民票の住所に簡易書留で郵送される。
住民票の住所地に実際に居住している保証がないので簡易書留。
市町村からの個人番号の送付の1割は受取人不在で戻ってくる。
DV・ストーカー被害者は居所登録をすれば通知カードを送付。

／夫が住民票を入手すれば家族の【個人番号】が記載されている。／

／住民票で露見するのならDV被害者が居所を届けても意味ない。／

1才の子にも【個人番号】が付与されるので保管が必要になる。
【個人番号】は永久不変なので、パスポートよりも慎重に保管。
利用者にメリットがなく関心も薄いので番号を紛失する人達も。
番号の漏洩と、再発行の権利と、それが受け入れられる可能性。
情報漏洩があっても実害はなく、再発行がされる可能性はない。

住民票に【個人番号】が記載されるので通知書紛失時は住民票。
【個人番号】が記載されたものと、記載されないものがあり、
用途に応じて選択する必要があり、通常は番号の無い方を取得。

第3 【個人番号】カードの入手方法

【個人番号】は簡易書留の通知で終了し、カードの入手は任意。
【個人番号カード】は、平成28年1月から入手が可能になる。
カードを入手してもメリットがないので入手者は少数と思える。

サラリーマンにおけるカードの利用可能性はゼロに近いと思う。
カードの表面は身分証明書で、裏面は【個人番号】という造り。
身分証明書としての利用なら、運転免許証やパスポートも同じ。
カード入手の為の出頭の手間、恐らく行列になってしまう窓口。
本人確認の困難さ、必要書類の不足、苦情をいう国民への説明。
写真を貼ったカードを受け取るのに自分を証明する証拠を要求。

番号は不変だが、写真が変わるのでカードの有効期間は10年。
20歳未満の場合は容姿の変化があることから有効期限は5年。
住所を変更した場合は、市町村でカードの記載を変更する手間。
カードの記載内容の変更には各々が役所に出頭する必要がある。
転居手続の手間を省略する制度が手間を増やしてしまう不思議。

カードの入手が必要になるのは、源泉徴収される専門職の人達。
専門職は報酬を受け取る度に【個人番号】の提示が必要になる。

/ 私は事業所得者ですが、個人番号カードを入手しないと決めた。 /

/ 仮に、入手すれば紛失を心配しなければならない。 /

/ 仕舞い込んでおくのなら、受け取らない方が無難。 /

/ 番号は通知カードで、身分証明書としてならパスポートで充分。 /

/ 表面は身分証明書としてオープンにすることで利用し、 /

/ 裏面は秘匿するという番号カードはそもそも自己矛盾。 /

/ 落とすときは、表向きに落とす必要があるのが個人番号カード。 /

/ クレジットカード、パスポートのような効用がない個人カード。 /

第4 【個人番号】の意味内容

【個人番号】自体は何の情報も含まれていない数字にすぎない。

【個人番号】の最後の数は入力ミスをチェックするための数字。
間違えた入力や、デタラメな数字の入力は、入力段階でエラー。

他人の【個人番号】を入手しても単なる数字で利用価値はない。
自分の【個人番号】が氏名と共に漏洩しも実害は想定されない。

【個人番号】を秘匿し漏洩を防ぐという政府の説明は責任回避。
もし何か問題が生じて、それは情報を漏洩した管理者の責任。
住所氏名の個人情報に過剰反応の時代の過剰反応の対応と思う。

【個人番号】から情報が芋づる式に取られるという事実誤認だ。
ただの「名前」で「福田峰之」と知られまじいことは何もない。
私は自分の個人番号が入ったTシャツを作ろうと思っていると、
内閣府の実務担当者の福田峰之はエコノミストに語る（末尾）。

カードがあってもパスワードがなければ何にも利用できません。
ICチップにはアクセスの鍵となる電子証明書やIDは入るが、
カード自体に情報を溜めることはない（番号制度担当室企画官）

【個人番号】は売上など税法上の所得の把握にはほとんど無力。
現時点での利用場面は源泉徴収義務と支払調書に限られてます。

【個人番号】の利用は源泉徴収対象の給与所得の課税漏れ防止。
クロヨンといわれる事業所得の把握に全く効果は認められない。

【個人番号】に自宅の住所が記載されるので、自宅住所が露見。そもそも支払調書の記載は自宅住所であり事務所住所ではない。弁護士のように危ない依頼者を相手にする場合に危険はないか。事務所のセキュリティは可能でも自宅のセキュリティは不可能。源泉徴収を必要とする依頼者に限り、全ての依頼者ではないが、クレマの依頼者や、事件関係者に自宅住所が露見する可能性。自宅住所が判明すれば登記簿を取るなど多様な情報入手が可能。弁護士名簿の自宅住所の記載を廃止したのは危険性の認識から。【個人番号】制度が専門職の法人化を後押しする可能性がある。法人化自体が、役員の住所として自宅住所を開示するシステム。

マイナンバーカードには住所、氏名、生年月日、性別まで記載。ディズニーランドの年間パスポートはカナ表示の氏名のみ記載。最近に入手した博物館の年間入場券は漢字表示の氏名のみ記載。個人情報に厳しい時代、紛失に備えた当たり前の配慮だと思う。

第5 【個人番号】の用途

当面の使用目的は源泉税に限られ、保健年金への適用は先送り。源泉税は16年1月導入だがこれが適用されるのは新規採用者。在職者の適用は平成16年12月の年末調整までの準備で充分。

保健年金の個人番号の適用は延期され17年6月が予定される。

銀行預金には18年から適用だが、新規口座は 年から適用。18年から任意の利用として預金口座に【個人番号】が使える。

保険への適用は 年だが、保険金の受取りには個人番号が必要。

上場会社に限らず同族会社の配当にも【個人番号】が付される。配当への適用は19年だが、株式の新規の取得者は16年から。上場会社の個人番号の入手方法は不明だが相当に困難と思える。上場企業は証券保管振替機構が証券会社経由で個人番号を蓄積。16年1月から証券口座を開設する際に番号登録を求められる。

金融庁の16年改正事項として次のような要望がある（反乱）。顧客交付用の配当支払通知には個人番号の記載を不要にすること。同族会社の場合も株主が多数の場合は本人確認が難しいと思う。同族会社は直接に株主から個人番号の提供を受ける必要がある。

健康保険証は 年が予定されているが医師会の関係で不確定。その他、 、 、 への適用が予定されている。

金融資産に応じて各種の手当や特養の入所料などが決定される。

金融資産の家族名義への変更が直ちに把握されて贈与税が課税。
配当金の支払いから株式名義の書き換えが自動的に収集される。

【個人番号】を持たなければ取引を行えない場面が増え続ける。

不動産登記に個人番号が付されれば成り代わりの詐欺が防げる。
不動産登記や戸籍制度への番号の付与は技術的に不可能と思う。

第6 【個人番号】の危険性

普通の生活していれば問題が生じないのが【個人番号】と説明。
言葉の無意味さは、正しい申告なら税務署が怖くないのと同じ。

違法滞在外国人は職に就けず違法就労外国人があぶり出される。
身元を隠したい風俗や職場に内緒のアルバイトは雇えなくなる。
犯罪者が就職した場合は【個人番号】で発見されることになる。
滞納者が雇われて生活費を稼ぐ場合は税務署に所在が露見する。
駐車違反の罰金を不払いしている者が就職する場合も露見する。
大学時代の奨学金の返済を怠っている者が就職する場合も同様。

＼政府は【個人番号】に連動した所得連動返済奨学金の導入公表。＼
／国政調査権でも調べられなかった税務情報が提供されてしまう。／
／国税以外に資料が利用されるのを理由に質問調査権を拒否する。／

勤務先に内緒の執筆や講師などのアルバイトも露見してしまう。
勤務先に内緒の配偶者や家族の収入も露見して家族手当に影響。

【個人番号】を秘匿した者に給料を支払ったら否認されるのか。

【個人番号】の記載のない申告は税務調査の対象になると思う。

第7 特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドラインの内容

特定個人情報の取扱いに関するガイドラインを事業者向けに公表。
事業者が扱うのは関係事務で、基本方針と取扱規程の作成が必要。
基本方針は法律を守り適切に番号を取り扱うことを約束する宣言。
取扱規程は【個人番号】の取得、利用、保管の方法を定める文書。
【個人番号】を取扱うことができる取り扱い担当者の指名が必要。
【個人番号】の業務端末を限定し、端末へのアクセス権限を制限。
端末をワイヤーで机に固定し、周囲をパーティションなどで囲む。
義務に違反し情報漏洩が起きた場合は立入り調査や勧告を受ける。
従業員情報のデータベースと【個人情報】の接続にも厳しい管理。
【個人情報】と接続したものを「特定個人情報ファイル」と定義。
源泉徴収など「関係事務」以外でファイルを使うことは禁される。

これらが過剰反応と説明するのが政府側委員の福田峰之（後述）。
なぜ、政府側委員の意見と、ガイドラインが食い違うのかは不明。

第8 事業者としての注意事項

【個人番号】を取得するだけではなく、本人確認も義務になる。
本人確認の義務が【個人番号】のキモで、これが実務の問題点。
【個人番号】所持者に義務を課し正確性を確保するのではなく、
【個人番号】の受領者に義務を課して、正確性を確保する制度。
【個人番号】を取得する者は憲兵のように本人確認をする義務。

＼ 所得税の確定申告書等は、親分（税務署長）が本人確認をする。 ＼
＼ 年末調整や社会保険の届出は、子分（雇主）が本人確認をする。 ＼
＼ 扶養家族の個人番号は子分の子分（従業員）が本人確認をする。 ＼
＼ 親分（政府機関）を「個人番号利用事務実施者」と定義し、 ＼
＼ 子分（事業者）を「個人番号関係事務実施者」と定義する。 ＼

だから制度を真面目に論じれば論じるほど有能な看守役になり、
制度を真面目に論じれば論じるほど、現実離れした実務になる。

＼ 番号を記憶していてもそれが本人の番号である証明はできない。 ＼
＼ 通知カードで個人番号を確認する「番号確認」という作業と、 ＼
＼ 個人番号が本人のものと証明する「実在確認」の2つが必要。 ＼
【個人番号カード】の両面か、通知カードとパスポートで確認。

＼ 面談しての確認の場合に備えて通知カードとパスポート画像を、 ＼
＼ スマホに、画像情報として収録しておけば本人確認は満たせる。 ＼
＼ 画像にパスワードを設定するアプリを利用すれば二重に安全だ。 ＼

＼ 郵送やメールの場合はこれらのコピーを送付して確認する方法。 ＼
＼ メールにパスワードを設定し、書留郵便で送ることになるのか。 ＼

＼ 私は、通知カードとパスポートのコピーを郵送する方法を採用。 ＼
＼ 【個人番号カード】の両面コピーが誤って流出してしまうより、 ＼
＼ 通知カードとパスポートのコピーが流出する方が安全だと思う。 ＼
＼ パスポートは誰でも持っているのでコピー紛失でも不安がない。 ＼

本人確認を怠り番号の記載が間違っても罰則の適用はない。
【個人番号】の提供を確信的に拒否した場合はそれで終わるか。
拒否された側は対処できないし、拒否者を罰することも不可能。
【個人番号】の提示は拒んだとしても罰則の規定は存在しない。

しかし看守役を命じられている雇主や支払者はトラブルを嫌う。雇主や支払者側は、拒否者との取引を打ち切ってしまうと思う。それが本人確認を導入した本当の効果で、間接強制をする制度。

本人確認をした場合にカードの写しなどは保存する必要は無い。従業員の扶養家族の番号まで管理する手間と対策が必要になる。扶養家族の番号を記載する場合の本人確認義務は従業員の負担。事業者は家族分の確認義務を負わないが、間違っていたら面倒。役所から雇主、従業員、家族に戻り、また逆ルートで訂正処理。

従業員が30人、100人、1000人で管理の方法が異なる。30人なら「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」で管理。扶養家族の【**個人番号**】も記入されるので機密書類扱いが必要。社会保険への記載が必要になった場合も、ここから流用が可能。履歴書と共に機密書類ファイルとして管理すれば漏洩は防げる。

中小規模事業者とは従業員が100人以下の事業者で次を除く。
「委託に基づいて個人番号利用事務を業務として行う事業者」

個人番号利用事務は業務委任を受けた税理士や社会保険労務士。税理士が個人番号業務の委託を受ければ、建前上は厳しくなる。

制度を解説する人達は、「針ほどのことを棒ほど」に語ります。必要になるのは【**個人番号**】収集と税務書類への番号記載だけ。

従業員100名を超える場合は個人情報の安全管理措置が必要。1000人規模の管理では暗号化した別のサーバが要求される。住所氏名を記載しない【**個人番号**】のみのフィルが要求される。アクセス権を制限しLOGが残るシステムの構築が要求される。

税理士の顧客の大多数は30人規模なので過剰反応は不要です。

外国に居住する者が扶養家族である場合の【**個人番号**】の利用。外国に転勤し、帰国した場合の【**個人番号**】の連続性の確保等。

講演会の講師など源泉徴収をする場合にも【**個人番号**】の取得。多数の講師からの【**個人番号**】の入手と漏洩防止は大きな手間。ネット取引の場合は【**個人番号カード**】の両面を郵送して貰う。【**個人番号カード**】を入手しても写真による本人確認は不可能。面談を要しないネットの社会の取引では電子認証が必要と思う。【**個人番号**】を教えたくない事業者や家主は法人化を検討する。

《1》従業員からの番号の入手について問題点。

本人確認が要求されるが、古くから勤める従業員も同様なのか。勤務中で、本人であることが明らかな従業員の本人確認は不要。本人確認書面を取得した場合に写しを保存する必要があるのか。番号を提供しない者を雇用して、給与を支払う税務上のリスク。従業員が番号の告知を拒否するのは従業員の義務不履行なのか。番号を関係書類に記載しなかった場合には税務調査への進展か。

従業員が番号管理について保証を要求した場合の事業者の対応。社会保険労務士等への番号の提供について従業員の事前の了承。番号が漏洩した場合の損害賠償の方法と賠償額の相場は幾らか。番号の漏洩が、従業員や税理士の責任だった場合の求償の可否。

個人情報漏えいによる損害賠償額（慰謝料）の判決は次の通り。住民基本台帳データの流出事案では1人あたり1万円の慰謝料。中国国家主席の講演会の参加者名簿を警視庁に提出では5000円。ISPサービス加入者の個人情報の漏えい事案では1人5000円。エステのアンケート回答がサイトで閲覧可能だった事例3万円。認容額ゼロの判決は書けないという理由での名目的な判決です。

訴訟の賠償は少額だが苦情を受けた場合の交渉は心理的に重い。個人情報に過度の重要性を認識し苦情を申入れる人達との交渉。交渉のコストを見積もれば200万円を超える心理的なコスト。

導入初年度の義務履行割合の予想と、2年目、3年目の成熟度。出入りが激しいパート社員などの【**個人番号**】の管理の難しさ。さらに出入りが激しいアルバイト社員の【**個人番号**】管理方法。日雇社員などの住所が定まらない従業員の雇用と【**個人番号**】。

《2》報酬の支払いと番号の入手。

どの範囲の取引が対象になるのか、源泉徴収の対象者に限るか。依頼に先だっての番号の入手が必要か、依頼後の入手で良いか。講演会の当日に【**個人番号カード**】で確認するか、事前確認か。メール添付でカード両面を送ってもらう場合とサーバーの管理。カードが無い場合はパスポートのコピーを送付して貰う必要性。番号を入手するに先だって依頼書の送付が要件になる取り扱い。メールの誤送信に備える暗号化等の標準手続は準備されてない。普通郵便ではなく書留などの保全策を講じないと責任が生じる。入手したコピー類は直ちに破棄し、保存しないのがリスク回避。番号の開示を拒否した者との取引は打ち切るのか空欄で処理か。

多数の医師に講演を依頼する製薬会社は頭を抱えているという。

／「国税分野における番号法に基づく本人確認方法」で次が可能。／

／ 主催者が、講師依頼（個人番号の提供依頼書）を郵送する。／
／ 依頼書には「宛先である講師の住所及び氏名」を印字する。／
／ 講師は依頼書に「通知カード」のコピーを貼って返送する。／
／ それにより講師の「番号確認」と「実在確認」が完了する。／

／税理士業界に限らず多様な人達に講師を依頼する場合に利用可。／

／ 個人の住所を記載した提供カードを事務所宛に f a x 送付。
／ 提供依頼書を講師が作成して通知カードを貼り付けて返送。

／現実的にはそのような簡便手続が実行されることになると思う。／
／依頼する講師が誰なのか、知らずに講師を依頼することはない。／
／馬鹿げた議論が、本人確認にパスポート等が必要と論じる人達。／

《3》法人が支払う家賃の支払調書。

法人に土地家屋を賃貸する場合は、【**個人番号**】の提供が必要。
年の支払が15万円を超える場合は法人は支払調書を提出する。

【**個人番号**】を提供したくない場合は、法人による賃貸が必要。

法人に建物を譲渡し、法人が貸家を経営する方法

法人に賃貸し、法人が転貸する方法

法人に管理委託し、法人が自社名義で賃貸する方法

賃貸物件が共有の場合は共有者全員の番号の入手が必要になる。

共有物件でも単独の契約の場合は、その者を賃貸人として認識。

＼家主に本人確認のパスポートのコピーを要求するのが現実的か。＼
＼記載された【**個人番号**】が正しいければ問題は無いのではないか。＼
＼わざわざ他人の番号や間違っただけの番号を教える家主が存在するか。＼
＼現実の実務では次の書面に記載した対応でも良いのではないか。＼

<地主や家主への個人番号の提供依頼書面>

なお、個人番号法によれば、個人番号の提供を頂くだけではなく、それが本人の個人番号であることを、写真付きのマイナンバーカードのコピー、あるいは、写真が貼付された運転免許証やパスポートのコピーで確認することとされております。したがって、後日、これら確認書類の提供をお願いすることもあるかと思いますが、とりあえず、個人番号のみをお知らせ頂くことで対処することを検討しております。

＼結局、マイナンバーで本人確認が必要になる場面は限定される。＼
＼誰も、インチキのマイナンバーなど告げるはずはない。＼
＼間違っている場合は、後に、補正すれば済むだけの話し。＼
＼仮に、間違ったナンバーが記入してあっても罰則はない。＼
＼現実問題としてパスポートの写しなど受領するのは困難。＼
＼給料や家賃の受領者が誰であるかは取引では自明の事柄。＼
＼家主に本人確認をするのは、家主が誰だか知らない場合。＼
＼他人名義を詐称して取引するのは詐欺であって刑事事件。＼

＼本人確認の必要性を論じているのは、学者と書生の空論だろう。＼
＼【個人番号】を入手すれば、本人確認まで必要が無いのが実務。＼

/ 国税庁は次の告示によって、雇用関係にある場合と、継続的な/
/ 取引関係にある場合には、「実在確認」は不要と説明してます。/

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件」と題する国税庁告示第2号を発令し、これに基づく「国税分野における番号法に基づく本人確認方法」という資料。

雇用関係にある場合 = 雇用関係にある者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合

取引関係にある場合 = 継続取引を行っている者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合

/ 雇用関係があり、取引関係があれば実在確認は確認は完了です。/
/ そうでなければ、社長に次のように質問することになってしう。/
/ 「社長は、従業員が誰か分からず、給料を払っていたのですか」/
/ 「社長は、家主が誰か分からず、家賃を支払っていたのですか」/

＼本人確認が必要になるのはソープ嬢や、キャバクラ嬢の世界だ。＼
＼取引先に本人確認したら、彼らを身元不明者と扱うことになる。＼
＼身元不明者とは【個人番号】を確認するまでもなく取引しない。＼

第9 税理士事務所としての注意事項

関与先従業員の【個人番号】は可能な限り預からないのが無難。
給与所得の源泉徴収票は次の3つを作成することが必要になる。
使用者と従業員の番号が記載された源泉徴収票（税務署）

従業員の番号のみが記載された源泉徴収票（従業員交付）
従業員の番号も記載されない源泉徴収票（住宅ローン用）

/ の従業員交付用の源泉徴収票は個人番号の記載は不要（改正）。 /

なぜ の源泉徴収票に支払者の【個人番号】を記載しないのか。
所得税申告書に添付する には支払者の個人番号を記載すべき。
従業員に雇主の個人番号を開示すると従業員の守秘義務が登場。
従業員に事業者と同じ守秘義務を義務付けるのは不可能なので、
雇主の【個人番号】の記載を要しないことにしたのではないか。

支払調書には、支払者と、受給者の【個人番号】が記載される。
支払調書を講師などに交付する場合は【個人番号】を削除する。
受給者への支払調書の交付は、所得税法の義務とされていない。

源泉徴収票を従業員に郵送するときは書留が必要と説明される。
しかし、「住所 + 給料」という情報に勝る秘密情報は存在せず、
【個人番号】が書かれ秘密保持の重要性が増したわけではない。

第10 入手した情報の管理

管理者を限定する必要があるがパート臨時社員でもo kなのか。
番号がコピーされ持ち出されない対策は具体的には何があるか。
印刷した資料に番号が書かれている場合の書類破棄時のリスク。
番号の管理と利用について従業員から質問があった場合の対応。
番号が漏洩してしまった場合の対処と損害賠償請求、労働争議。
漏洩第1号になってしまった場合はマスコミ報道の餌食になる。
退職社員から番号の抹消を要求された場合の対応と証明の方法。
社員が番号を持ち出し漏洩してしまった場合のリスク対処方法。
番号が漏洩した場合に会社からの漏洩では無いという証明方法。
確信的に番号を記載しなかった場合に予想される税務署の対応。
番号が名寄せされることによって露見する情報の範囲の限定法。
5年を経過した場合は預かっている【個人番号】の抹消の方法。

履歴書、カルテ、税務申告書と比較した【個人番号】の重要性。
それらがマイナンバーの秘密保持で大騒ぎする理由は不明です。
クロスカットするシュレッターに買換える必要性が提案される。
事件が起きた際の役人の保身という以上の理由が思い付かない。

【個人番号】の管理用に別のサーバーが必要だと唱えるのは、
【個人番号】を商機とするシステム業者の宣伝であって間違い。
オフィスの鍵を追加し鍵付き書庫を購入する等の風聞は間違い。

税理士が扱う顧客の数字の重要性に勝る秘密情報は存在しない。
【個人番号】導入で税理士が神経質になるのは過剰反応と思う。

紙で管理なら鍵のかかった棚や引出しで保管すれば問題はない。
マイナンバーの管理を電子化する必要があるというのは誤解だ。
そのように、内閣府大臣官房番号制度担当室森田企画官が語る。
システム業者が唱える多くの講演は便乗商法で誤解商法なのだ。

個人番号が記載された書類は鍵のかかった引き出しに入れ管理。
それが政府の説明だが、便乗商法でマイナンバー狂想曲の状態。
中小企業経営者をターゲットにした“便乗商法”が相次ぐ状態。

【個人番号】の末尾7桁の数字を社員の管理に利用したら便利。
【個人番号】の利用は禁止されるが、末尾7桁なら利用が可能。
社員名と別に管理するマイナンバーとの照合も容易に可能です。
氏名＋社員番号＋マイナンバー末尾7桁を利用する方法も可能。
「sekine-001-6756453」の利用法を禁止する条文は存在しない。

<企業のマイナンバー管理 「クラウド頼み」の死角>

日本経済新聞 平成27年10月7日

暗号化はデータにただ鍵をかけるだけで中身は元のままだが、割り符ではデータがいくつか分割されるため、一つ一つの「かけら」は意味のない数字の羅列にすぎなくなる。マイナンバーの管理にも、この割り符の仕組みを応用するのだ。先に示した特定個人情報保護委員会のQ & Aには「ばらばらの数字に分解されたものについても全体として個人番号であると考えられる」とある。この点について詳細をマイナンバーのコールセンターに確認したところ、分解されたそれぞれは特定個人情報とはみなさないとのことだった。うまく割り符を使った暗号化を活用することで、万が一の際のトラブル拡大を防ぐことができるだろう。

人的ミス、ハッカーなど漏洩事例が登場するのは不可避ですが、注意すべきは、漏洩の第1号としてマスコミに登場しないこと。いずれ惰性化するとしても最初の1年は慎重な対応が必要です。2年、3年すれば制度が現実化し、安定するので、それまでは、預からない、保存しない、電子化しない、破棄するの4の対策。先が見えない制度にソフトの購入などの費用をかけるのは無駄。

第11 法人番号の利用

法人番号の民間利用が提唱されているが利用価値はないと思う。
消費税の仕入税額控除に法人番号を要求する実務が予想される。

法人番号の根拠は個人と同一だが本人確認義務が見当たらない。個人でも、法人でも成りすましは可能なので確認義務は不可欠。成りすまし防止なら、個人と同様に、法人にも本人確認が必要。これが銀行の送金手続なら、法人の場合も本人確認が必要です。つまりは、本人確認は、番号制度に内在する要求では無いのだ。では個人について本人確認が要求された理由は何なのだろうか。個人の本人確認は国民の誤解の上に導入された追加要件なのだ。

＼法人番号はオープンでも情報やカネが盗み出せるわけではない。＼
＼法人番号をオープンにしてリスクがないのなら個人番号も同様。＼
＼個人番号については、なぜこれほど厳格に秘密性を命じるのか。＼
＼個人も、法人も、ポータルサイトが作られることは同様だろう。＼

第１２ 財務省案（頓挫する事は明らか）

個人番号カードで食料品の購入額を名寄せし４０００円を還付。

- 疑問１ 買い物客の本人確認が必要になるが、それは不可能だ。
- 疑問２ 家族分散しての買い物が必要になるが、それも不合理。
- 疑問３ 買い物の度に個人番号カードを持ち歩くのは不可能だ。
- 疑問４ 全ての店舗に専用のレジを置く必要があるが、不可能。
- 疑問５ 自動販売機は本人確認ができないので、対応は不可能。
- 疑問６ バザーから、社員食堂まで包括したシステムは不可能。
- 疑問７ 国民の買い物の全てが政府に把握されるのは、不合理。
- 疑問８ ４０００円還付に要する公務員費用は還付額を超える。
- 疑問９ 買い物にカードを持ち歩いたら大量の紛失事故が発生。

何がなんでも消費税１０％増税を実現し個人番号を定着させる。還付金制度が続けられるはずはなく、その後に廃止すれば良い。これが財務省が承知の上で不可能な制度を提案する本音と思う。

財務省が還付制度を利用しづらいケースの対応を発表（１５日）

- ネット通販は、宅配業者のカード読み取り機で対応する。
 - 家事代行サービスは代行業者がカード読み取り機を持参。
 - 買い物代行業者はカード読み取り機を持参して対応する。
 - 買い物代行に利用者がカードを渡すことは禁止できない。
 - 通信機能のある自動販売機はシステム更新で対応できる。
 - 従来型の自動販売機は対応することが困難という説明だ。
- 財務省には生活実感が無いのか、あるいは意図的な開き直りか。財務省のレベルの低下か、軽減税率は無理だというアピールか。

「税のしるべ」は財務省の身内だが、そこでも批判されている。

税のしるべ 平成27年9月14日

「当店のカードはお持ちでしょうか?」。買い物の際にポイントカードなどの提示を求められることは今や日常茶飯事。「持っていません」。毎日繰り返されるこのやり取りにうんざりしているのは私だけではないだろう。先週、与党に軽減税率制度の財務省案が示された。課題の多い案であり、インターネット上には批判的な意見が並ぶ。中でも気になるのは食料品等の購入時に個人番号カードの提示を求めようとしている点だ。カードを持ち歩く必要が生じるほか、レジで提示すれば記載された個人番号などをのぞき見される懸念もある。私自身、還付額が年間で数千円であれば、おそらくカードは提示しない。にもかかわらず、買い物のたびに「個人番号カードはお持ちでしょうか?」と聞かれるとしたら…。考えるだけで気が滅入る。

第13 エコノミスト(9月15日)マイナンバー特集からの抜粋

IT社長はマイナンバー特需でこれこそアベノミクスの第4の矢。マイナンバー関連の市場規模は、少なく見積もって1兆円規模。市町村からの個人番号の送付の1割は受取人不在で戻ってくる。

<内閣府の担当者の福田峰之はエコノミストに次のように述べる。>

民間企業側の準備が進んでいないという指摘があるが、むしろ問題なのは<「便乗商売」>による混乱だ。セキュリティーに関して国が言っているのは「番号を紙で管理する場合は、鍵のかかる引き出しに入れてください。パソコンで管理する場合は、市販のセキュリティーソフトを入れて最新版にしてください」ということ。その程度のことだ。

従業員の税や社会保険の情報は、これまでも会社が管理してきた。

<それを机の上に放置したりはしていないだろう。鍵をかけてくださいとお願いはするが、それだけのことだ。>それがうまく伝わっていない。

システム業者は「マイナンバーが流出したら大変だから、おカネをかけて新システムを入れてくださいと営業している」という話をよく聞く。特定の人しか番号に触れないようにと、指紋や静脈認証の金庫を買った企業もあるという話も聞いた。また、企業向けのセミナーを聞きに行ったら「とても重要な情報だから、マイナンバーを扱う場合に望ましいのは個室」と説明していて驚いた。

..... 省略

そう説明すると「落としたらどうする」と必ず聞かれる。仮に落としても暗証番号が分からなければ、拾った人は何もできない。マイナンバー

ーを知られたら情報が芋づる式に取られるというのは、まったくの事実誤認だ。＜番号はただの「名前」。私が「福田峰之」と知られて、まずいことは何もないということと同じだ。私は自分の番号が入ったＴシャツを作ろうと思っている。＞番号を知られても問題がないということ、自ら実践する。「大切にしなければいけないが、過敏に反応する必要はない」ということを理解してほしい。

＜エコノミストに紹介された電子政府先進国エトアニア等の教訓。＞

一方、マイナンバーの運用に２０年以上の経験があるシンガポール政府のＩＴアドバイザーの＜マイナンバー後進国日本に対する唯一のアドバイスは「券面印刷をしない」こと＞だった。

券面はどんなに偽造防止処理を行っても偽造されること、さらに券面に住所やマイナンバーを印刷してしまうと住所やマイナンバーの変更を行う度にＩＣカードを再作成するための莫大なコストと時間を要することになるというのが教訓だ。ＩＣチップのデータが読み取れるリーダーがあれば、券面に写真がなくても本人確認が可能である。事実、パスポートの場合もすでにＩＣチップに記録された顔写真による本人確認が主で、券面の写真は信用されない。＜券面の番号印刷をなくすという方向性は、クレジットカードの世界でも主流になりつつある＞。

例えば、イージーペイに見られるように、ＩＣチップが埋め込まれたキーホルダー状のもので決済ができるものがすでに登場している。将来的にはマイナンバーカードではなくマイナンバーチップが主流になるはずだ。＜券面印刷がなければ交通カード「スイカ」の残高更新と同様にリーダーにかざした瞬間にＩＣチップに記録されたデータを新しいマイナンバーに書き変えることも可能＞で、ほとんどコストをかけることなく番号変更が可能になる。

また、マイナンバーのように漏えい可能性が非常に高い＜ＩＤは使い捨ての番号（トランザクションＩＤ）にするという考え方が今後主流になっていくはずだ＞。クレジットカードの世界でもさまざまな試みが行われている。一生変わらないマイナンバー（マスターＩＤ）は、政府の厳重に管理されたコンピューターの中にのみ存在し、日常業務で利用されるマイナンバーは、漏えいや不正使用の事態に備え、いつでも簡単に変更可能なトランザクションＩＤとするといった考えへの方針転換が望まれる。

第１４ 正しいマイナンバーを提言すれば

名刺にマイナンバーを記載する。

それがマイナンバーの正常な利用法だと思う。

<隠すことではないし、本人確認義務なども不要だ。>

ただ、
マイナンバーは

<トランザクションIDにして欲しい。>

私のniftyのIDが、
仮に、QQQ22222だとして、
それをminoru.sekine@nifty.ne.jpとして利用している。

私は、日々、
minoru.sekine@nifty.ne.jpで仕事をするが、
万が一、私のアドレスが利用できない状況が生じたら、
QQQ22222を変えないまま、
minoru.sekine@nifty.ne.jpだけを変えることができる。

QQQ22222（生涯不変）→ minoru.sekine@nifty.ne.jp
→ minoru.sekine.happy@nifty.ne.jp（変更）

元のQQQ22222も秘密では無いのだが、
通常はniftyのサーバーの奥深くにしまい込まれている。